

岡崎市告示第 356 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 4 項の規定により、特定有害物質によって汚染されているとして指定した区域の一部について指定を解除し、引き続き次の区域を指定する。

平成 19 年 8 月 23 日

岡崎市長 柴田 紘



1 引き続き指定する区域

岡崎市羽根町鰻池 41 番地の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 18 条第 1 項に適合していない特定有害物質の名称

○ ほう素及びその化合物

備考 平成 19 年 7 月 20 日に提出された汚染土壌除去に関する中間報告により、一部指定区域を解除した。（岡崎市羽根町鰻池 54 番地、81 番地、84 番地の各一部を解除）